

## はじめに

人口減少、少子高齢化の進行、家族形態の多様化等、急速に進む時代の変化には、多様な人材による活力のある地域づくりを進めていくことが求められます。地域に住む男女一人ひとりの尊厳が保たれ、社会の対等な構成員として地域づくりに参画していく、男女共同参画社会の形成は、地域住民の幸せと笑顔に寄与するものです。

国際的には、平成27（2015）年9月、国連が提唱する「SDGs（持続可能な開発目標）」の中に、女性のエンパワーメント（能力開花）に係る支援等が盛り込まれ、あらゆる分野における女性の活躍が期待されるようになっていきます。

我が国においては、同時期「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が公布され、職場間での女性の活躍、男女それぞれのワーク・ライフ・バランス等が推進されることとなりました。

また、熊本県においても、あらゆる分野での女性の参画拡大、男女共同参画の推進、働き方の見直し、子育て支援体制の充実、女性に対するあらゆる暴力の根絶などへの取組が推進されています。

本市では、平成17（2005）年11月に「水俣市男女共同参画都市」を宣言し、これまで3次にわたり「水俣市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでまいりました。

これらの取組の成果もあり、令和元（2019）年度に本市が実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」の結果を見ると、性別で役割を固定する考え方を否定する回答は約8割となっており、男女共同参画に対する理解は進んできたといえます。

しかしながら、仕事と家庭を両立するに当たり、男性は「長時間労働」、女性は「家事・育児・介護等」を負担に感じる割合が高くなっており、男女の平等感については「男性の方が優遇されている」という回答が多くなっているなど、依然として課題が残されていることが明らかになりました。

このような国や県の動向、市民意識調査の結果等を踏まえ、家庭・地域・職場において男女が共に支えあい、個々の能力を十分に発揮することにより、持続可能な水俣の構築を目指し、「第4次水俣市男女共同参画計画」を策定しました。

本計画に基づき、市民、事業者及び関係機関の皆様との連携、協働により着実に推進してまいりたいと存じますので、より一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、熱心な御審議をいただきました水俣市男女共同参画審議会の委員の皆様をはじめ、市民意識調査及び事業所調査に御協力をいただきました皆様及び関係各位に対し、厚くお礼申し上げます。

令和2（2020）年3月



水俣市長 高岡 利治

# 目 次

## 第1章 計画の概要

1	計画策定の趣旨	2
2	計画の性格	3
3	計画期間	3
4	基本理念	3
5	計画の目標	4
6	計画の構成	4
7	計画の体系	5

## 第2章 計画の内容

1	基本方針Ⅰ 男女相互の人権が尊重される意識づくり	8
2	基本方針Ⅱ 男女（みんな）で共に支える環境づくり	13
3	基本方針Ⅲ 男女（みんな）で共に生きる社会づくり	24
4	基本方針Ⅳ 男女共同参画推進体制づくり	33

## 第3章 資料編

1	水俣市男女共同参画都市宣言	40
2	水俣市男女共同参画まちづくり条例	41
3	水俣市男女共同参画社会推進本部設置要綱	45
4	男女共同参画社会基本法	47
5	熊本県男女共同参画推進条例	51
6	女性活躍推進法	54
7	水俣市男女共同参画社会審議会委員名簿	60
8	本市での取組状況	61
9	世界、日本、県のこれまでの動き	62